

令和8年度

結婚新生活支援事業

ハッピーウェディング応援制度

三田市内で新生活をスタートさせる新婚さんの
スタートアップ費用を支援します

♡ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者を含む

夫婦ともに婚姻時の年齢が

♡ 29歳以下 → 最大 **60** 万円

♡ 39歳以下 → 最大 **30** 万円 補助します！

住宅取得費用

新築または購入した費用
※中古住宅の購入も含む

住宅リフォーム費用

賃貸住宅費用

賃料・共益費（1か月分）
敷金、礼金、仲介手数料

結婚に伴う引越費用

引越業者または運送業者に
支払いをした費用

さらに！

夫婦のどちらかが
三田市外在住だった場合…

三田の特産品

（お肉、お米、お野菜、お味噌）

詰め合わせセットをプレゼント



♡ 農産品プレゼント ♡



HAPPY WEDDING

♡ 対象条件

- ♡ R8.1.1～R9.3.31の間に結婚している
- ♡ 婚姻時の年齢が夫婦とも39歳以下である
- ♡ 夫婦の合計所得（令和7年中）が500万円未満である
- ♡ 申請住居に2年以上住む意思がある
- ♡ 地方公共団体による住宅取得の補助金などを受けていない
- ♡ この制度に基づく補助を受けたことがない
- ♡ 税を滞納していない / 暴力団員ではない

+ 夫婦ともに講座を1つ実施

- ♡ ① ライフデザイン支援講座
- ♡ ② プレコンセプションケア
に関する講座
- ♡ ③ 医療機関への妊娠・出産
に関する相談
- ♡ ④ 共家事・子育て講座

② 例



④ 例



♡ 必要書類

- (1) 補助金交付申請書兼請求書
- (2) 婚姻（パートナーシップ）を証明する書類
- (3) 新婚世帯の住民票の写し
- (4) 所得証明書の写し（新婚世帯の総所得がわかる書類）
- (5) 市区町村民税納税証明書
- (6) 住宅手当等支給証明書
- (7) 三田市結婚新生活支援補助金に係る誓約書

+ 申請内容に応じて

- ♡ 住宅を購入した場合 ➡ 売買契約書および領収書の写し
- ♡ 住居を新築、リフォームをした場合 ➡ 工事請負契約書および領収書の写し
- ♡ 住居を賃貸している場合 ➡ 賃貸借契約書および領収書の写し
- ♡ 貸与型奨学金を返済している場合 ➡ 奨学金の返還額が分かる書類
- ♡ 引っ越しをした場合 ➡ 引っ越しに係る領収書の写し

♡ 申請期間：令和8年6月1日～令和9年3月31日まで

♡ 今後の事業内容検討のため、アンケートのご協力をお願いいたします

アンケートはこちら➡



三田市 HP



申請・お問合せは移住定住促進課まで

三田市役所 移住定住促進課
〒669-1595 三田市三輪2-1-1

TEL 079-555-6776 ♡ FAX 079-563-1366

アドレス ijyu@city.sanda.lg.jp

